



福岡医発第 2735 号 (地)

令和 3 年 12 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 86) (その 87) (その 88)」の
送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈が発出されましたので、別添のとおりお
送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和 2 年度診療報酬改定
について」([https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy.h
tml](https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy.html))に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上
げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 249)

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 86）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 86）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 86）

（令 3. 12. 23 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 23 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 86）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問1 令和2年3月6日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年12月23日付けで薬事承認された「J-Bio 迅速 PCR キット SARS-CoV-2」（日本バイオテクノファーマ株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年12月23日より保険適用となる。

(保 250)

令和 3 年 1 2 月 2 7 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 87）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 87）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 87）

（令 3. 12. 24 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 24 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 87）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

問 1 公的な管理の下で各医療機関に無償で提供されたラゲブリオカプセル 200 mg (成分名：モルヌピラビル) は、保険診療との併用が可能か。

(答) 当該医薬品の投与に係る薬剤料に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収しない場合については、当該医薬品が既に薬事承認（特例承認）を受けていることから、時限的・特例的な対応として、承認後、保険適用前の医薬品の投与と類似するものとして評価療養に該当するものとする。

(保 251)

令和 3 年 1 2 月 2 7 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 88）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 88）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 88）

（令 3. 12. 27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 27 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 88）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

調剤報酬点数表関係

問1 ラゲブリオカプセル 200 mg (成分名：モルヌピラビル) (以下「本剤」という。) については、「疑義解釈資料の送付について (その 87)」(令和 3 年 12 月 24 日厚生労働省保険局医療課事務連絡) において、「時限的・特例的な対応として、承認後、保険適用前の医薬品の投与と類似するものとして評価療養に該当するものとする」こととされたが、評価療養として本剤の投与を行う薬局について、どのように考えればよいか。

(答) 「薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について」(令和 3 年 11 月 9 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡) に定める対応薬局として、各都道府県において取りまとめられたリストに掲載されている薬局において行われる本剤の投与については、評価療養に該当する。